

## 治療と仕事の両立支援の総合的対策が定まりました！！

厚生労働省では、関係行政機関、地方公共団体、関係団体等との連携を図りつつ、疾病等の治療を行っていても、病状と治療の状況に応じた就業上の配慮の下に、本人の希望に応じた能力発揮の機会(仕事)が継続的に確保される社会の実現に向けた施策について、以下のとおり推進する。

### 1 本施策の対象者

治療と仕事を両立するために継続的な社会的サポートを必要とする者を広く対象とする。

### 2 本施策推進の基本的な方針

#### (1) 本施策推進の基本的な枠組み

労働基準局安全衛生部労働衛生課に設置された「治療と仕事の両立支援室」が本施策の総合的な企画及び調整を行いつつ、厚生労働省所管の関係政策分野を通じて関係各部局が連携して総合的に推進するものとする。さらに、本施策の効果的な推進を図る上で有効と考えられる他府省等との連携施策にも積極的に取り組むこととする。

#### (2) 支援拠点の確立と関係者・関係施策の相互連携体制の整備

ア 地域における推進体制の強化、支援拠点の整備等

(ア) 都道府県レベルでの地域のニーズ及びリソースに応じた推進体制の整備

(イ) 郡市・圏域レベル等の連携した支援体制の強化

(ウ) 医療計画に基づく都道府県レベル、医療圏域レベルでの推進

イ 国における推進体制の整備

国において取り組むことが効果的であると考えられる事項については、国において行う。

ウ 障害者福祉施策、障害者雇用施策との連携

両施策間を移行することがあることを踏まえた、関係施策の整合的な構築と運用に努める。

#### (3) 支援人材の育成及びトライアングル型支援等の推進

ア 総合的かつ計画的な人材育成及びトライアングル型支援の推進

治療と仕事の両立支援を担う人材の育成計画及びトライアングル型支援を推進し、その結果を治療と仕事の両立支援室が取りまとめる。

イ 主治医と産業医の連携強化の推進

平成30年度診療報酬改訂において、「療養・就労両立支援指導料」新設。がん以外の患者への対象拡大について、今後、今回の改訂の影響を調査・検証し、検討を行う。

#### (4) 支援ノウハウの共有・普及

厚生労働省は、産業保健総合支援センターと連携して、あらゆる機会を捉え、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」及び「企業と医療機関の連携のためのマニュアル」の周知を行う。

#### (5) 治療と仕事の両立に資する経済的支援のための条件整備

健康保険等の傷病手当金に係る見直しの際には、断続的な一時休業を伴う治療と仕事の両立をより効果的に支援できる仕組みを念頭に整備を進める。

#### (6) 企業文化の改革・国民的理解の促進

ア 「健康経営」等との連携

治療と仕事の両立支援に向けた具体的な取組を含む形で「健康経営」が推進されるよう促す。

労働安全マネジメントシステムにおける取組事項としても、両立支援を含めて取り組むことを促す。

イ 患者・労働者本位の支援の充実、国民的理解の促進等

患者・労働者が主体的かつ合理的な判断や選択が可能となるよう、患者・労働者に対する情報提供、相談・支援が可能となる体制の整備等施策の充実を図る。当該患者・労働者が両立を図ろうとする仕事その他社会的活動について、効果的な啓発に取り組む。国民的理解を促進するため、効果的な広報、周知を行う。

◆ 詳しくは、最寄の都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

